

諮 問 事 項

1. 保険料賦課限度額の見直しについて

国民健康保険法施行令の改正に準じ、基礎賦課額保険料（医療分保険料）及び、後期高齢者支援金等賦課額保険料（支援分保険料）の賦課限度額を次のとおり改正する。

- (1) 医療分保険料の賦課限度額を 65 万円から 66 万円に改正する。
- (2) 支援分保険料の賦課限度額を 24 万円から 26 万円に改正する。

2. 保険料軽減制度の対象となる所得判定基準の見直しについて

国民健康保険法施行令の改正に準じ、保険料の基礎賦課額を減額する際の所得判定基準を次のとおり改正する。

(1) 5 割軽減の対象となる所得金額の引上げ

（改正前） $43 \text{ 万円} + \{(\text{給与所得者等の数} - 1) \times 10 \text{ 万円}\} (\text{※})$
 $+ 29.5 \text{ 万円} \times \text{被保険者数}$

（改正後） $43 \text{ 万円} + \{(\text{給与所得者等の数} - 1) \times 10 \text{ 万円}\} (\text{※})$
 $+ 30.5 \text{ 万円} \times \text{被保険者数}$

(2) 2 割軽減の対象となる所得金額の引上げ

（改正前） $43 \text{ 万円} + \{(\text{給与所得者等の数} - 1) \times 10 \text{ 万円}\} (\text{※})$
 $+ 54.5 \text{ 万円} \times \text{被保険者数}$

（改正後） $43 \text{ 万円} + \{(\text{給与所得者等の数} - 1) \times 10 \text{ 万円}\} (\text{※})$
 $+ 56 \text{ 万円} \times \text{被保険者数}$

※給与所得者等の数が 2 人以上の場合に限る。

3. 令和 7 年度一人当たり保険料について

基礎賦課額保険料(医療分保険料)及び後期高齢者支援金等賦課額保険料(支援分保険料)並びに介護納付金賦課額保険料(介護分保険料)について、次の通りとする。

- (1) 医療分保険料については、基金の活用により一人当たり保険料の引き上げ幅を抑制し、前年度から 6,930 円引上げ 64,570 円とする。
- (2) 支援分保険料については、基金の活用により一人当たり保険料の引き上げ幅を抑制し、前年度から 2,660 円引上げ 24,810 円とする。
- (3) 介護分保険料については、前年度から 480 円引下げ 28,460 円とする。